

船舶事故調査報告書

令和5年7月5日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（橋桁）
発生日時	令和4年11月26日 15時52分ごろ
発生場所	東京都江戸川区小岩大橋（新中川） 笹ヶ崎三等三角点から真方位262° 1,430m付近 （概位 北緯35° 43.3′ 東経139° 52.8′）
事故の概要	プレジャーボート ^{ケケケケ} KKKは、航行中、橋桁に衝突した。
事故調査の経過	令和4年12月1日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート KKK、3.1トン
船舶番号、船舶所有者等	232-38998埼玉、株式会社ワールドウィング
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	本船 両色灯に破損 橋桁 なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 水象：川面 平穏、潮汐 上げ潮の末期、潮高 約184cm（晴海）
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、家族4人及び友人1人を乗せ、周遊の目的で、埼玉県八潮市所在のマリーナ（以下「本件マリーナ」という。）を出航し、中川、新中川等を航行した後、旧江戸川河口付近で折り返し、帰航を開始した。</p> <p>船長は、本船を約5～6km/hの対地速力とし、新中川を上流に向けて航行していたところ、小岩大橋に差し掛かり、往路時に同橋下を通過したときよりも潮位が上昇していることに気付いた。</p> <p>船長は、小岩大橋下に進入した場合、橋桁下を目測によりぎりぎりでも通過できると思い、同橋の手前約5m付近で機関を中立とし、前進行きあしにより極低速で本船を前進させた。</p> <p>本船は、小岩大橋の下に入り、揺れて僅かに上下動し、コックピット上の船横方向に設けられた支柱上の両色灯が橋桁に衝突した。</p> <p>本船は、船長が本事故の発生を本件マリーナに連絡した後、自力で航行して本件マリーナに戻った。</p>
分析	本船は、新中川を小岩大橋に向けて航行中、船長が、目測によりぎりぎりでも橋桁の下を通過できると思い、前進行きあしにより航行を続けたことから、同橋下で本船が揺れて上下動し、橋桁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、新中川を小岩大橋に向けて航行中、船長が目測によりぎりぎりでも橋桁の下を通過できると思い、前進行きあしにより

	<p>航行を続けたため、同橋下で本船が揺れて上下動し、橋桁に衝突した ものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考 えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 河川を航行する船舶の船長は、船体が動揺しても自船の構造物が 十分な余裕を持って橋梁下を通過できることを確認したうえで通 航すること。また、橋梁下の高さに十分な余裕がない場合、無理 に通過しようとせずに他の経路を通航すること。